



報道関係者 各位

令和2年4月23日

○新型コロナウイルス感染症に係る保育施設等の利用等に関する取扱いについて

感染拡大防止の観点から、保育所を利用されている保護者の皆様に対し、保育施設等の利用等に関する取扱いについて、下記のとおりとする旨通知いたします。

1. 育児休業からの復職時期について

原則として入所日から2ヶ月以内の復職を求めているものを1ヶ月間延長する。

2. 求職活動中の利用者への対応について

原則として入所日から2ヶ月以内の就労を求めているものを、継続を希望する方については理由を確認し、継続の必要性があると判断した場合は、入所期間を延長する。

【問い合わせ】

名取市健康福祉部こども支援課保育係 垣内

TEL : 022-724-7181 FAX : 022-302-3223

※不在の場合は折り返しご連絡いたします。